

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは下記のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます（登録をすると郵送されなくなります）。

	対 象 者	送付方法	送 付 時 期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵 送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和7年1月下旬
		郵 送	令和7年2月上旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせは下記へご連絡ください。

(1) 「控除証明書相談チャット（24時間対応）」

日本年金機構ホームページに、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお客様からの照会に対して、チャットの形式で自動的に応答するチャットボットを開設しています。

(2) 「日本年金機構ホームページ」

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しています。

(3) 「ねんきん加入者ダイヤル」

◆電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

◆受付時間

・月～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません

鶴居村役場住民生活課保険年金係 TEL 0154-64-2113